

社会福祉法人ひまわり会 役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会規程第14条の規定に基づき、評議員、役員、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(役員等の報酬)

第 3 条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が、理事会及び評議員会等に出席した場合、ひまわり会の旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改 廃)

第 5 条 本規程は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する